

第10回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和5年10月30日(月)	午前10時00分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	建山推進委員、須賀推進委員、大木推進委員、片田推進委員	
4	説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事	
5	審議案件	<p>議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第56号 農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第57号 非農地証明申請について</p> <p>議案第58号 竹原農業振興地域整備計画(案)の協議について</p> <p>報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第10回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、6番土居委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、福田町字堂沖1044番、1045番1、1110番の計3筆、地目はいずれも畑、面積は計280㎡です。</p> <p>申請の事由は、所有権を移転するためです。</p> <p>営農計画は、じゃがいもなどの一般野菜を作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。</p>
片田 推進委員	<p>申請地は、JR安芸長浜駅から北西へ約1000m付近にあります。</p> <p>現地確認時耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、高崎町字西大乘新開193番15の1筆、地目は畑、面積は362㎡です。</p> <p>申請の事由は、所有権を移転するためです。</p> <p>営農計画は、じゃがいも・白菜・キャベツその他一般野菜を作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。</p>

片田 推進委員	申請地は、J R大乗駅から南西へ約 50m付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、吉名町字諏訪谷 1797 番、1799 番、1802 番 2、1807 番、 1808 番の計 5 筆、地目はいずれも畑、面積は計 3,187 m ² です。 申請の事由は、所有権を移転するためです。 営農計画は、レモン・柿・いちじくを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、J R吉名駅から北へ約 1,000m付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 それでは、日程第 2、議案第 55 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番と 2 番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、小梨町字迫 10306 番の1筆、地目は田、面積は33㎡です。駐車場及び転回場の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>2番の申請地は、小梨町字迫 10333 番3の1筆、地目は田、面積は669㎡です。</p> <p>駐車場、転回場及び資材置場の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するものです。</p> <p>平成元年度において圃場整備事業を実施している第1種農地です。</p> <p>本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った赤坂委員から補足説明をお願いします。</p>
赤坂委員	<p>申請地は、小梨地域交流センターから南へ約500m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に3番と4番は関連がありますので一括して審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の5ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、竹原町字上新開3600番6（仮換地32街区3-6画地）の1筆、地目は田、面積は213㎡（換地後の面積は150.07㎡）です。</p> <p>自己住宅及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>4番の申請地は、竹原町字上新開3600番8（仮換地32街区3-8画地）の1筆、地目は田、面積は157㎡（換地後の面積は153.19㎡）です。</p> <p>自己住宅への進入路の用途で利用することに伴い、持分7分の1の所有権を移転するものです。</p> <p>当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
須賀 推進委員	<p>申請地は、竹原市役所から北へ約700m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に5番について事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>5番の申請地は、田万里町字鳥越3991番1の1筆、地目は田、面積は442㎡です。</p> <p>河川災害復旧工事に関する資材置場及び工事車両置場の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定し、令和6年10月30日まで一時転用するものです。一時転用終了後は農地に復旧します。</p> <p>当該農地は既に資材置場及び工事車両置場として利用されていたため、譲受人・譲渡人の両名から始末書の提出を受けており、関係者は深く反省し、今後は関係法令を遵守する旨誓約されています。</p> <p>当該農地は、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農振農用地です。</p> <p>本件は、農地法施行令第11条第1項第1号に規定する「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」であり、農振農用地の不許可の例外に該当します。</p> <p>本総会で許可をいただいた場合には、農振農用地であるため、令和5年11月17日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。なお、一時転用の場合、農振除外の手続きは不要となっています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った建山推進委員から補足説明をお願いします。</p>
建山 推進委員	<p>申請地は、田万里地域交流センターから南西へ約1,700m付近にあります。現地確認時、既に資材置場及び工事車両置場として利用されていました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第3議案第56号「農地利用集積計画の決定について」を議題いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の7ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は922㎡、 対象人員は、貸し手が1人、借り手が1人です。 内容につきましては、参考資料7ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和5年11月1日付けで、公告いたします。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第4、議案第57号「非農地証明申請について」を議題といたします。 1番と2番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の5ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 1番の申請地は、吉名町字諏訪谷1803番の1筆、地目は畑、 面積は1,173㎡です。 2番の申請値は、吉名町字諏訪谷1804番の1筆、地目は畑、 面積は1,266㎡です。 農地の一部が平成30年7月の集中豪雨災害で被災しており、この度広島県が治山事業を行う予定となっております。 県の治山事業は保安林を対象としており、申請地を保安林に変更するためには非農地証明が必要となっております。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大木 推進委員	<p>申請地は、吉名地域交流センターから北へ約1,000m付近にあります。 下流域の人命と農地を守るため、治山事業を行うために非農地と判断することが適当であると考えます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>

議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、本件を非農地証明いたします。 次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 3番の申請地は、高崎町字西大乘新開 195 番 3 の 1 筆、地目は畑、 面積は 36 m ² です。 昭和 61 年に相続して以降、背面に樹木が生い茂り、耕作不適農地であり、 現在原野状態となっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、JR 大乘駅から南西へ約 150m 付近にあります。 現地確認時、原野状態となっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、本件を非農地証明いたします。 次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の8ページをご覧ください。 4番の申請地は、吉名町字火ノ串甲 10075 番の1筆、地目は畑、 面積は 4,069 m ² です。 平成元年から亡き父が耕作しなくなり、現在山林状態となっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北東へ約 600m 付近にあります。 現地確認時、山林状態となっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第5、議案第58号「竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、別紙「竹原農業振興地域整備計画書」をご覧ください。 本議案につきましては、竹原農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見を求めるものです。 本計画の変更の要因としては、1点目に、先月の農業委員会総会において異議のない旨回答をいただいた竹原町字多井一ノ割の2筆2,079㎡の農振農用地を太陽光発電設備用地とするための除外及び仁賀町字横滝尻の1筆371㎡の農振農用地を農業用資機材置場とするための除外並びに耕作者からの申し出により東野町字木ノ下の1筆1,248㎡の農地を編入したことによるものです。 2点目に、農業生産基盤整備開発計画及び農用地等保全整備計画として防災重点ため池として位置づけられていた田万里町のひょうたん池の整備を計画していましたが、平成31年に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の制定を受けて、改めて被害想定浸水シュミレーションを行った結果、決壊による建物への被害が想定されないため池であることが判明したため、防災重点ため池（特定農業用ため池）に指定されないことになったことに伴い計画を廃止したことによるものです。 詳細につきましては、議案の6ページ及び別紙「竹原農業振興地域整備計画書」をご確認ください。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ご質疑、ご意見がないようですので、異議がない旨回答することにご異議はありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。 次に、日程第6、報告第15号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の7ページ、参考資料の9～12ページをご覧ください。</p> <p>令和5年9月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は7件、筆数は田15筆、畑35筆の計50筆、面積は計29,607㎡の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては、参考資料の9～12ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
	<p>(一般報告や協議事項等)</p>
議 長	<p>以上をもちまして、令和5年第10回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 土居 民喜